聖公会ってなんなの?

- ・中道(VIA MEDIA ヴィアメディア)の教会
 - ・ローマカトリックとプロテスタントの中間的な教会

聖公会は、ローマカトリックの教皇制やマリヤ崇敬、免罪符などの制度にプロテスト(反抗)したが、歴史的主教制(監督制) 礼拝方式、慣習などの伝統についてはプロテスト(反抗)していないのが、他のプロテスタント諸派との違い

・プリッジチャーチ

ローマカトリックとプロテスタントの間を取り持つ姿勢

・教皇絶対主義や聖書絶対主義は取らない

「私たちは真理を求める旅人だ」(リチャード・フッカー)

- ・「ローマカトリックの伝統的絶対主義」
- ・「ピューリタンの極端な聖書のみ」
- の立場を取らない

真理は神のみが知り、それに少しでも近づこうと解釈し続けるよって、組織として、簡単に「答えはこれ」と言わない。(A p50~52)

・分散された権威「聖書・伝統・理性」

聖書以外に「伝統」「理性」を置く聖公会独特の考え方

・伝統について

伝統主義とは区別され Lifeline (生命線)と例えられる イエスの福音を心臓と捉えて、時代を超えて動脈のように受け継ぐもの

所謂、伝統主義を聖公会は否定している 伝統や儀式はどこにおいても同一である必要は無い 伝統は常に多様で、国、時代、人々の慣習に従って変化することもある (三十九カ条【聖公会大綱】 第三十四条前半より抜粋して要約) 決められたマニュアルを盲目的に守る事とは別物 解釈し続ける共同体(A p45~47)

理性について

個人の合理的考えというニュアンスではなく 「共同体が経験する事柄」という意味(A p48)

参考書籍

A 聖公会が大切にしてきたもの 西原廉太

・シカゴ・ランベス四綱領(Chicago-Lambeth Quadrilateral)

聖公会を「キリストの肢体」とするものは

- 1)旧・新約聖書
- 2) ニケヤ信経および使徒信経
- 3)洗礼および聖餐の2大サクラメント
- 4) 使徒継紹に基づく歴史的主教制の遵守

1886 年、シカゴで開かれた米国聖公会の総会にて「教会一致のための最低条件」として可決され、2年後の1888 年に開かれた第3回ランベス会議で承認された4つの綱領であるためにこの名で呼ばれています。

日本聖公会は、ランベス四綱領が採択される前年、1887年の日本聖公会第1回総会において、採択しています。

・信経(他派では、ニケヤをニカイア。信経を信条。という)

原ニケヤ信経 *原文はギリシャ語

第1二カイア公会議(325年)において採択された。

*キリスト教の歴史で最初の全教会規模の会議

公式の会議によって採択された最初の信仰告白。

ニケヤ・コンスタンティノポリス信条 * 原文はギリシャ語

第1コンスタンティノポリス公会議(381年)において採択された。

*キリスト教の歴史で2回目の全教会規模の会議

ニカイア信条を拡充し、聖霊・教会・死者たちの復活などの詳細が文章化された。

使徒信経 *原文はラテン語

7世紀頃に典礼統一に伴い、南ガリアで成立

古ローマ信条(紀元200年頃に成立)」に由来する

12使徒に由来するとも言われ、この名称が付いたが、現在は否定されている。

ニケヤ信経が教義的であるのに対して、初期の教会の信仰を素朴に反映している。

日本聖公会では、二ケヤ信経を公会の、使徒信経を個人の信仰告白としている。

・サクラメント

- ・メジャー・サクラメント(**聖莫**) *祈祷書 p262 洗礼と聖餐
- ・マイナー・サクラメント(聖莫的諸式) * 祈祷書 p265 堅信・聖職按手・聖婚・個人懺悔・病人の按手および塗油の諸式

主な組織の名称

アングリカンコミュニオン (Anglican Communion)

全世界の連合体。しかし管区間の相互に法的規制力を持たない。

管区 (Province)

教区の連合体

教区 (Diocese)

日本聖公会では11の教区がある(一部の例外を除き、宗教法人は教区ごと) 北海道・東北・北関東・東京・横浜・中部・京都・大阪・神戸・九州・沖縄

三聖職位(主教・司祭・執事)

*ローマカトリックでは(司教・司祭・助祭)東方正教会では(主教・司祭・輔祭)

主教 (Bishop)

大主教 (Archbishop)

- ・カンタベリー大主教 (Archbishop of Canterbury)
- ・ヨーク大主教 (Archbishop of York)
 - *ローマカトリックの教皇のような法的規制力は持たない

首座主教 (Primate)

管区の代表者。教区主教の中から聖公会総会での選挙で選ぶ。 *現在の首座主教はナタナエル植松誠(北海道教区主教)

教区主教 (Bishop of Diocese)

12 使徒の後継者、教区を代表して司牧する。教区内の選挙で選ぶ。 主教按手式の司式は主教しか行えず、他に2人の推薦主教が必要なので 最低、3人の主教が出席しないと行えない。(祈祷書 p446)

司祭 (Priest)

主教の分身。司祭按手式で主教から按手されて司祭となる主教に代わり、各教会を司牧する。

執事 (Deacon)

執事按手式で主教から按手されて執事となる 聖奠において主教および司祭の補助を行う 教会の牧会上の補助を行う しかし司祭の部下的な位置づけではなく、主教直属

主な職務の名称

牧師(Rector) 教会の責任者。教会を代表して司牧する。(法規 132条)

- *ローマカトリックでは「主任司祭」と言う
- * 明確な規定は無いが主教もしくは司祭が担当

副牧師 牧師のもとで職務執行に協力する(法規 133条)

*明確な規定は無いが主教もしくは司祭が担当

牧師補 牧師のもとでその職務を行う(法規 134条)

*明確な規定は無いが執事が担当

管理牧師

現職の牧師が、なんらかの理由で職務執行が困難な時または、教会の数より司祭の人数が少ない時、他の教会の牧師が兼任する。職務内容は牧師と同等(法規 136条)

主な会議の名称

ランペス会議

全世界の主教の協議会。10年に1回。

主教たちが相互に「兄弟的な助言と励まし」を与え合う場であって参加を強制される事は無い。また、この会の決議は、各管区・教区において法的規制力は持たない。

縱会

首座主教が議長。管区の最高意思決定機関。定期会は2年に1回(法規 72条) 主教および各教区会で選挙された聖職代議員および信徒代議員で組織(法規 75条)

教区会

教区主教が議長。教区の最高意思決定機関。定期会は年1回以上(法規 106条) (東京教区の定期教区会は年2回。主に3月と11月)

現職の聖職者および各教会で選挙された信徒代議員で組織(法規 108条)

受聖餐者総会

牧師が議長。教会の最高意思決定機関。定期会は1年に1回以上(法規 138条) 牧師および16才以上の現在受聖餐者で組織(法規 140条)

*現在受聖餐者とは、所属教会で年2回以上陪餐を受けた者(法規 57条)

教会委員会

牧師が議長。月に1回以上開催(法規 147条)

牧師および教会で選挙された信徒で組織(法規 144条)

(選挙の方法は教会によって異なる)

教会の意思決定機関では無く、教会運営に必要な事務をつかさどる(法規 146条)